

不動産競売申立ての添付書類・費用等一覧

新潟地方裁判所本庁・管内各支部

令和元年10月1日施行

申立手数料 (収入印紙)	担保不動産競売(ケ事件)⇒担保権1個につき4,000円分 強制競売(ヌ事件)⇒原則として債務名義数×債務者数×4,000円分
差押のための 登録免許税 (領収証書によ り納付。3万円 以下なら収入印 紙でも可。)	下記計算式により算出した額 【請求債権額(元金+確定利息+確定損害金の合計。1000円未満切捨) ×4/1000=(100円未満切捨)】 ※根抵当権の場合、極度額と請求債権額のうち低額の方を基準とする。 ※物件の管轄法務局が複数の場合、物件の多い方は上記計算式により、他 方は1個につき1,500円
予納金	不動産5個まで70万円,10個まで100万円(個別に考慮する場合あり。 なお11個以上の場合も個別に考慮),先行事件がある場合は原則30万円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申立書(A4版,横書,とじしろとして左側に20mm以上の余白をとり,各 頁上部余白に捨印を押印する) 1部 <input type="checkbox"/> 送付先を明記した返信用封筒(切手84円+10円分添付又は料金受取人払) 1部 <input type="checkbox"/> 特別売却に関する意見書(申立書中に記載がある場合は不要) 1部 <input type="checkbox"/> 続行申請書(滞納処分による差押が既にされている場合) 差押えを受けている所有者毎に各1部 <input type="checkbox"/> 現況調査命令と評価命令を同時発令することに関する意見書(滞納処分によ る差押が既にされている場合。申立書中に記載がある場合は不要) 1部 <input type="checkbox"/> (強制競売の場合)執行力ある債務名義の正本,送達証明書 各1部 <input type="checkbox"/> (代理人による申立の場合)代理人許可申立書(収入印紙500円分提出), 委任状,職員証明書 各1部 <input type="checkbox"/> 商業登記事項証明書(当事者が法人の場合。申立前1か月以内発行) 1部 <input type="checkbox"/> 住民票(債務者,所有者が自然人の場合。申立前1か月以内発行) 1部 ※裁判所に提出する住民票等は,マイナンバー(個人番号)が記載されてい ないもの(マスキングも可)を提出 <input type="checkbox"/> 公課証明書 1部 <input type="checkbox"/> 上記公課証明書のコピー 2部 <input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書(申立前1か月以内発行) 1部 ※物件が土地又は建物の一方のみ⇒他方の不動産登記事項証明書も必要 ※敷地権付区分所有建物⇒敷地である土地の不動産登記事項証明書も必要 ※最先順位の担保権設定時の所有者の記載が無い場合⇒同所有者の記載が ある閉鎖不動産登記事項証明書も必要 ※工場抵当法3条の目録がある場合(申立債権者以外の担保権も含む) ⇒同目録を含む不動産登記事項証明書が必要 <input type="checkbox"/> 上記不動産登記事項証明書のコピー 2部 ※代位登記が必要な場合は代位登記後に提出 <input type="checkbox"/> 物件案内地図(市販地図写し等で物件の場所をマーキングしたもの) 2部 <input type="checkbox"/> 法務局備付けの地図又は地図に準ずる書面の写し(いわゆる公図写し。申立 前1か月以内発行。縮小コピー不可。備付けされていない場合はその旨の上申 書を提出) 1部 <input type="checkbox"/> 上記地図又は地図に準ずる書面の写し(公図写し)のコピー 2部 <input type="checkbox"/> 法務局備付けの建物図面の写し(申立前1か月以内発行。縮小コピー不可。 備付けされていない場合はその旨の上申書を提出) 1部 <input type="checkbox"/> 上記建物図面の写しのコピー 2部 <input type="checkbox"/> 情報提供書 3部 <input type="checkbox"/> 本件物件の入札希望者がおり,その方へ入札期間等の通知を希望する場合は その旨と入札希望者の住所,氏名を記載した上申書 1部 <input type="checkbox"/> 本件物件の売却単位について一括売却や個別売却等の希望がある場合はその 旨を記載した上申書 1部
目録の写し (申立書中記載 のもの写し)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 担保権・被担保債権・請求債権目録の写し(担保不動産競売の場合) 1部 <input type="checkbox"/> 請求債権目録の写し(強制競売の場合) 1部 <input type="checkbox"/> 機械器具等の目録の写し(工場抵当法3条の目録がある場合) 10部

※ ご不明な点がございましたら各管轄裁判所不動産執行係までご照会ください。